

広島大学における「実験室設置等承認申請書」に関する

動物実験委員会での判断基準

2007年10月15日動物実験委員会承認

2014年3月26日一部改正

広島大学における「実験室設置等承認申請書」に関する動物実験委員会での判断基準を設定するにあたっては、「ガイドライン・実験動物施設の建築および設備」（1996年、日本建築学会編）、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（2006年、日本学術会議）、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準の解説」（1980年、実験動物飼育保管研究会編、内閣総理大臣官房管理室監修）を参考に作成した。

実験室は以下の「1～7」の全ての要件を備えること。

1) 廃棄物の処理方法

- * 動物死体、汚水、糞尿、床敷、注射針等について適切な処理を講じていること
- * 外部にその処理を委託している場合は適切な廃棄物処理業者であること

2) 逸走防止策

- * 動物種に合った逸走防止措置がとられていること
(例：ネズミ返し（高さ：45 cm以上）、二重扉または前室等)
- * 床や流し台の排水口、通気口などの開口部から脱出しない構造であること

3) 実験室の床、内壁の構造

- * 実験動物が、傷害等を受けるおそれがない構造であること
- * 清掃が容易にできること

4) 臭気防止策

* 動物臭気対策を講じていること（排気口の位置、方向あるいは排気装置の構造への対策等）

5) 騒音防止策

* 騒音（空調機械音、動物の鳴き声等）対策を講じていること

6) 実験室の安全管理に関する手順書を保有し配備していること

- ・ 動物逸走の対応手順
- ・ 咬傷などの事故発生時の対応手順
- ・ 地震・火災などの対応手順
- ・ 上記の他に実験室の実情に応じた事項等

7) 実験室の安全管理対策を講じていること

- ① 人畜共通感染症等に罹患した際に診療を行なう医師および健康管理医への連絡体制（連絡網等）
- ② 地震、火災等の緊急時にとるべき措置に関する計画書類（連絡網等）